

Ⅱ 近年の改正動向

近年の主な法人税制改正の動向

		平成 7 年度～平成 9 年度 (1995 年～97 年)	平成 10 年度 (98 年)	平成 11 年度 (99 年)	平成 12 年度 (00 年)	平成 13 年度 (01 年)	平成 14 年度 (02 年)	平成 15 年度 (03 年)	平成 16 年度 (04 年)
法人 税 改 正 内 容	法人税率 (基本税率)		○法人税率の引下げ 37.5 ⇒ 34.5%	○法人税率の引下げ (恒久的減税) 34.5 ⇒ 30%					
	課税ベース等		○適正化(賞与引当金の廃止等、減価償却の見直し等)		○金融商品に対する 時価評価等の導入		○適正化(退職給与引当金の廃止、受取配当等の益金不算入制度の見直し等)	○研究開発、設備投資減税の集中・重点化 ○中小企業関連税制の充実	○欠損金の繰越期間の延長
	企業組織関連			○株式交換等に係る 課税の特例の創設		○企業組織再編成に係る税制の創設	○連結納税制度の創設		○連結付加税の廃止
備 考	税調答申等	7 平成 8 年度改正答申 8 法人課税小委員会報告			○わが国税制の現状と課題		○あるべき税制の構築に向けた基本方針	○少子・高齢社会における税制のあり方	
	商法等・ 企業会計	9 持株会社設立の解禁		○連結財務諸表制度の抜本的見直し ○株式交換・株式移転制度の導入	○金融商品に対する 時価評価の導入 ○退職給付会計の導入	○会社分割法制の創設			

(参考)主な出来事(グローバル化関係) (未定稿)

	1980 年代	1990 年代前半	1990 年代後半	2000 年代		
政治	82 ミソ戦略兵器削減交渉開始 83 大韓航空機撃墜事件 89 天安門事件 89 ベルリンの壁崩壊	91 ミソ戦略兵器削減条約調印 91 ソ連崩壊 91 湾岸戦争 94 ココム規制撤廃	92～95 ボスニア紛争 95 国連、包括的核実験禁止条約採択 97 香港、中国へ復帰 98 インド・パキスタン核実験 98 コソボ紛争 99 WTO シアトル閣僚会議決裂、暴動	01 米国同時多発テロ事件 01 アフガニスタン空爆 02 テロ資金供与防止条約発効 03 イラク戦争		
わが国の動き	82 ロンヤス会談	92 PKO 法案成立 92 カンボジア自衛隊派遣		00 沖縄サミット 01 東ティモール自衛隊派遣 02 テロ資金対策に関する法整備 04 イラクへ自衛隊派遣		
経済	85 プラザ合意 85 ヤングレポート 87 ブラックマンデー 87 ルーブル合意 88 BIS 規制 88 米国スーパー301 条 89 APEC 第1回閣僚会議 89 米加自由貿易協定 ○ レーガン税制	91 欧州復興開発銀行設立(東中欧諸国の市場経済への移行) 92～93 欧州通貨危機 93 マーストリヒト条約発効 93 EU 単一市場 93 『東アジアの奇跡』 93 ウルグアイラウンド実質合意(サービス貿易) 94 NAFTA 発足 94 APEC 首脳会議(ボゴール宣言)	95 世界貿易機関(WTO)発足 95 メキシコ通貨危機 97 アジア通貨危機 98 ロシア危機 99 アセアン+3蔵相会議 99 ケルンサミット:重債務貧困国債務削減(ジュピリ—2000) 99 ユーロ導入(02 ユーロ流通開始)	01 中国 WTO 加盟 01 アルゼンチン対外債務支払停止 01 エンロン事件 04 拡大 EU ○ IT バブルの崩壊		
わが国の動き	80 外為法改正(原則自由) 81 自動車輸出自主規制 84 鉄鋼輸出自主規制 84 半導体自主規制 84 為替実需原則撤廃 86 前川レポート 88 日米牛肉オレンジ交渉決着 ○ 円高、バブル発生	90 日米構造協議最終決着 94 対日投資促進会議設置 ○ バブル崩壊 ○ 規制緩和	98 改正外為法 97～98 金融危機 ○ アジア通貨危機への対応 ○ 外資系企業の日本市場進出、M&A ○ 企業グループの一体的経営傾向 ○対日投資促進	00 チェンマイ・イニシアティブ 02 シンガポールとの FTA 協定 02 知的財産基本法制定 04 日米租税条約改正		
文化、技術、環境、その他	81 エイズの初症例報告(米) 81 コロンビア打上げ 86 チェルノブイリ原発事故 87 世界総人口 50 億人を突破 87 モントリオール議定書(オゾン層保護)	92 地球サミット (リオ宣言、気候変動枠組条約) ○ IT 革命	95 地雷禁止 NGO(ICBL)ノーベル平和賞 96 京都議定書 98 国境なき医師団にノーベル平和賞	00 Y2K 問題 00 国連 ノーベル平和賞受賞 03 SARS 拡大		
わが国の動き	84 日本世界一の長寿国へ 89 ベトナム難民長崎県へ上陸 ○ 外国人労働者問題	94 関西国際空港開港	97 ポケモン、たまごっち ○ 携帯電話の普及	00～ 日本人ノーベル賞受賞(4人) 00 イチロー現象 01 千と千尋の神隠し 02 日韓共催ワールドカップ ○ COOL(かっこよさ)		
【参考】主要経済指標 (日本)	1980 年	1985 年	1990 年	1995 年	2000 年	2003 年
経済成長率(名目)	8.4%	7.5%	7.7%	1.4%	0.8%	0.1%
名目 GDP	241.0 兆円	323.5 兆円	440.1 兆円	496.9 兆円	511.5 兆円	498.6 兆円
対円ドル相場 (基準外国為替相場)	225 円	242 円	143 円	99 円	112 円	121 円
経常収支	▲2.6 兆円	12.0 兆円	6.5 兆円	10.4 兆円	12.9 兆円	15.8 兆円

(出所)「わが国経済社会の構造変化の「実像」について～「量」から「質」へ、そして「標準」から「多様」へ～」(税制調査会基礎問題小委員会 平成 16 年 6 月)

(参考) 近年の法人税制改革に関する主な税調答申

平成8年度の税制改正に関する答申(平成7年12月)

二 平成8年度の税制改正

3 法人課税

(1) 近年、我が国においては、経済の国際化が急速に進展し、また、かつてのような高い経済成長が見込まれなくなるなど、大きな潮流の変化を迎えている。このような変化に対応していくためには、新規産業の創出等により、経済社会構造の改革を推進していくことが求められている。

こうした状況を背景に、法人課税についても、我が国産業の国際競争力が維持され、企業活力が十分に発揮できるよう、産業・企業間に中立的で経済活動に対する歪みをできる限り与えないような方向で、本格的な見直しを行う必要がある。

その際、主要諸外国の動向等を踏まえ、法人課税が財源、税体系に占める重要性にも留意しつつ、税率、課税ベースの両面にわたった包括的な検討が必要である。

この検討に関し、中長期的には消費税率の引上げによって法人課税の実質的な負担を軽減すべきではないかとの意見もあったが、基本的には、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという方向に沿って検討することが適当であると考える。

(2) 具体的な論点としては、例えば、租税特別措置、引当金、減価償却、費用・収益の計上基準、資産の評価方法、地方の法人課税のあり方などが考えられる。

このような論点について多角的に議論を進める際には、租税理論のみならず、企業会計や税実務なども視野に入れて、専門的・技術的に検討を深める必要がある。そこで、本年10月末に、様々な分野の専門家からなる「法人課税小委員会」を設置し、直ちに審議を開始した。

わが国税制の現状と課題（平成12年7月）

二 法人課税

1. 法人税

(3) 法人税の課題

② 企業組織再編への対応

企業が国境を越えて活動し、広く競争が行われる中で、わが国企業の競争力を維持・確保する観点から、柔軟な組織再編を可能にする法制度の整備が進められています。税制としても、企業の経営形態に対する中立性などの観点から、会社分割に係る税制と連結納税制度は極めて重要な課題であり、その導入に向けて検討を進める必要があります。これらは、いずれも、法人税制の基本的枠組みを大きく変えるものであり、法人税法をはじめ各税法における抜本的かつ広範な見直しを必要とするものです。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成14年6月）

第二 個別税目の改革

二 法人課税

1. 法人税

(1) 今後の改革の方向

① 基本的考え方 一 歪みの少ない中立的な税制の構築と政策税制の重点化一

法人税は、経済がグローバル化する中で、企業の創意工夫を尊重し、競争力を維持・強化するため、国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制であることを基本とすべきである。

このような観点から、平成10年度以降、課税ベースを拡大しつつ、税率を国際水準並みに引き下げるとともに、連結納税

制度の導入等の大きな改革を行ってきた。今後とも、経済社会の活性化のために、このような基本方針で法人税の改革を行っていく必要がある。

(中略)

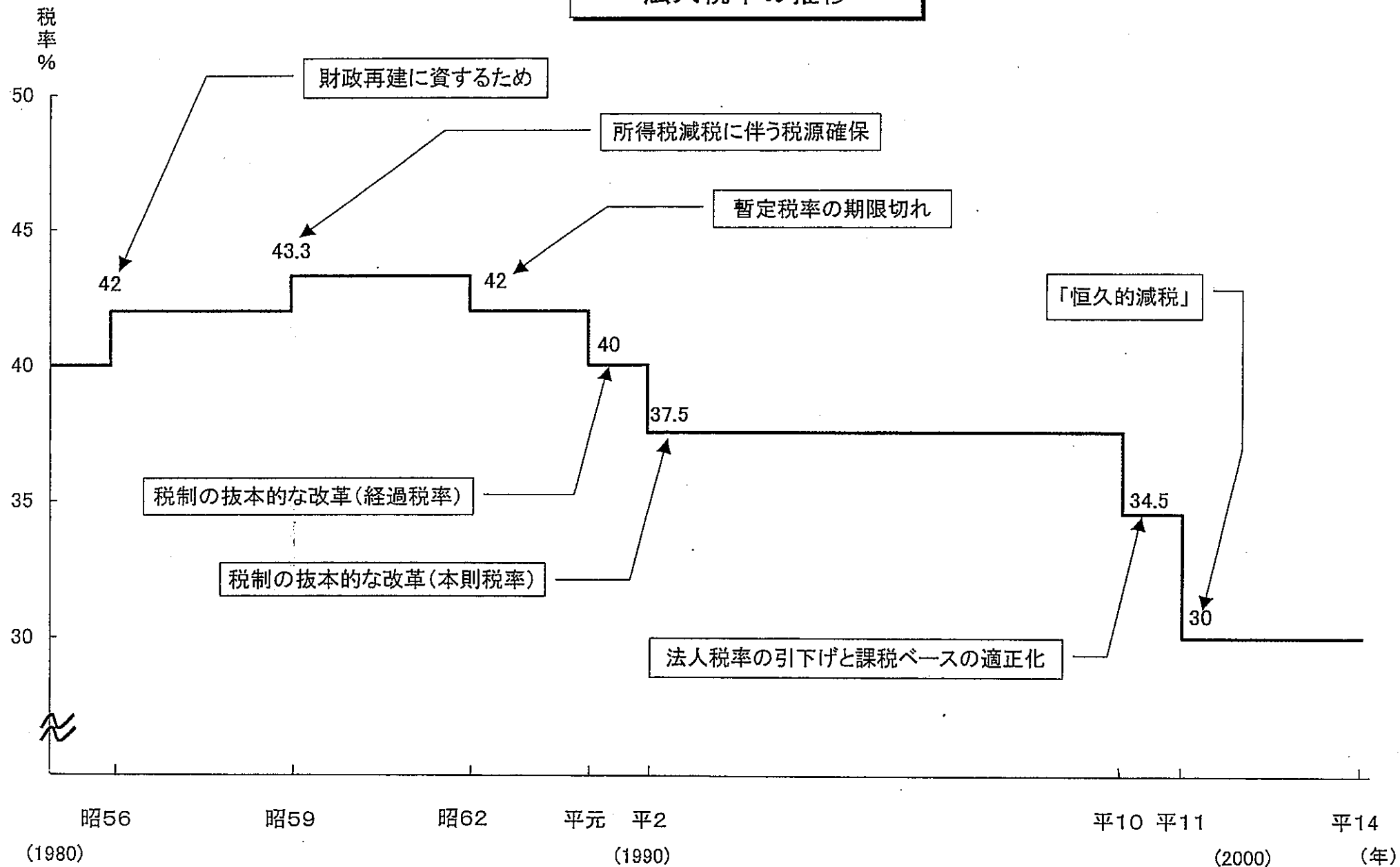
一方、税制の簡素化、課税ベースの拡大の観点から、既存の租税特別措置の整理・合理化を大胆に進めるとともに、経済社会の活性化と構造改革のために、真に有効な政策措置を集中・重点的に講じる必要がある。

② 政策税制の集中・重点化 ー明確な国家戦略を前提とした重点的な措置ー

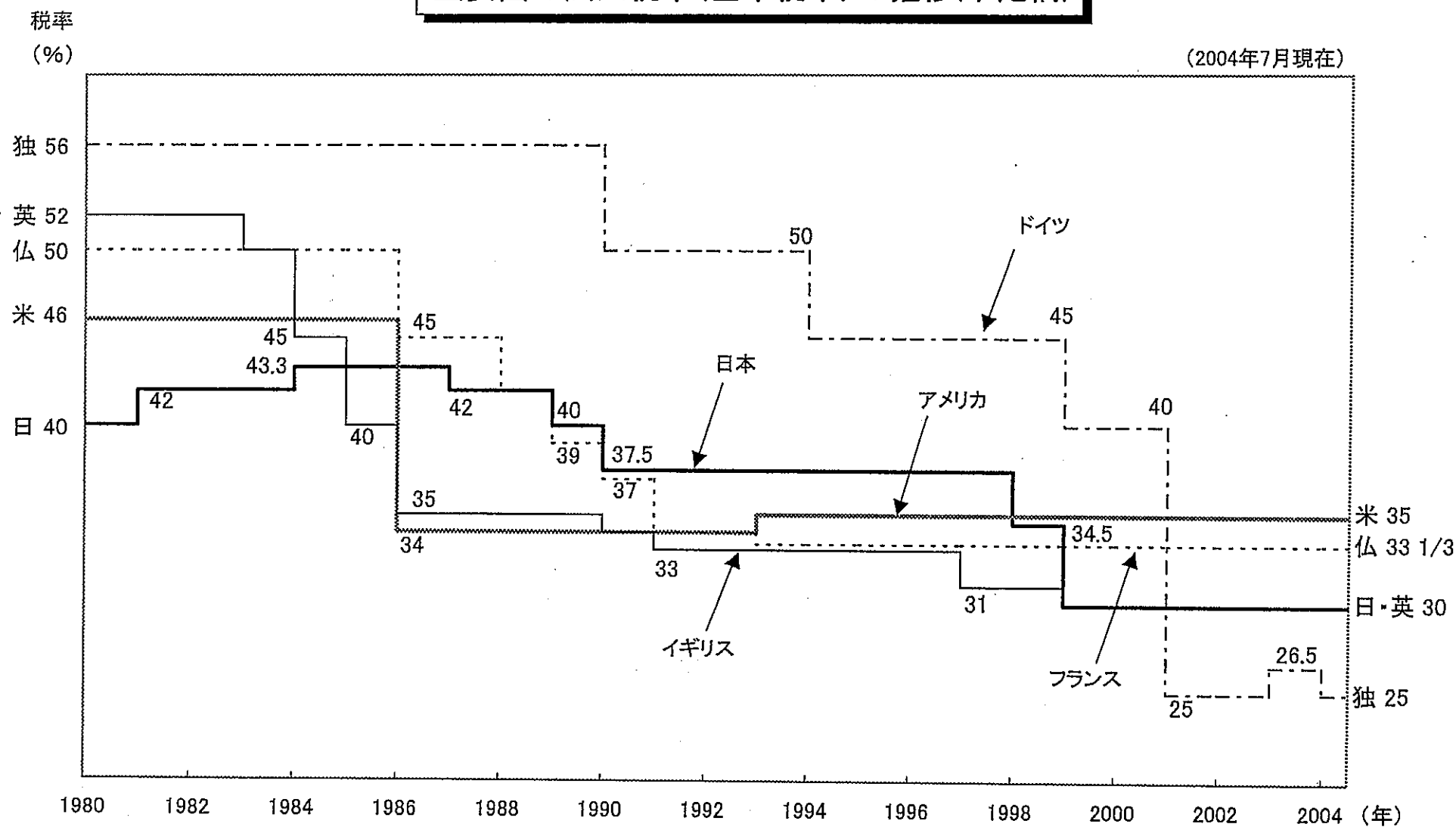
わが国企業の競争力強化や産業構造の改革を進めるためには、21世紀をリードする産業・技術を見据えた明確な国家戦略を前提に、規制改革や歳出措置も含めた総合的な政策の重点分野への集中投入が必要である。その一環として税制についても既存の租税特別措置の整理・合理化を大胆に行いつつ、新産業や技術革新の創出等を目指し、政策税制を研究開発分野等真に有効な分野に重点化すべきである。

1. 法人税率と課税ベース等

法人税率の推移

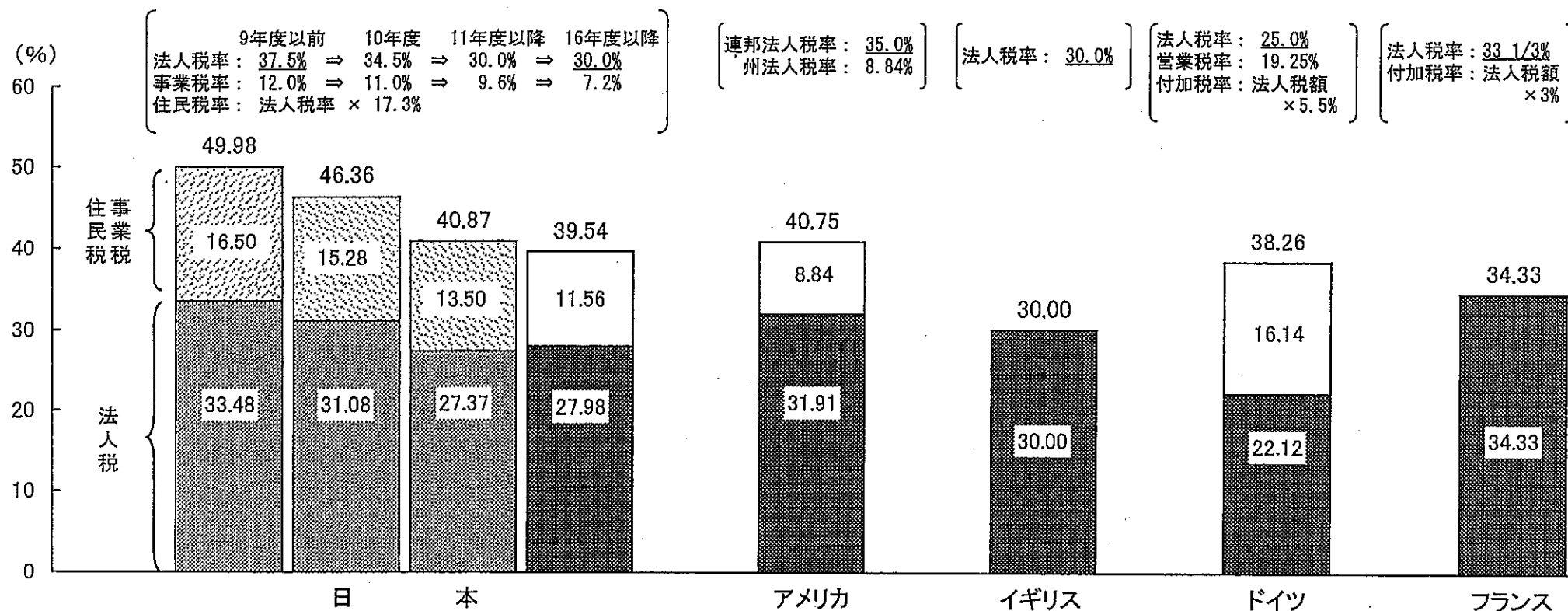


主要国の法人税率(基本税率)の推移(未定稿)



(備考) 日本、ドイツ及びフランスについては留保分に係る税率の推移を示している。

法人所得課税の実効税率の国際比較



- (備考) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。また、16年度以降の税率は、法人事業税において外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率である。
2. アメリカの州法人税は、カリフォルニア州の例である。なお、一部の市では市法人税が課税される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.5%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)をあわせた実効税率は45.95%となる。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税(法人税額の5.5%)を含めたものである。なお、ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、営業税は地方税、付加税は連邦税である。
4. フランスの実効税率は、付加税(法人税額の3%)を含めたものである。また、法人利益社会税(法人税額の3.3%)を含めると実効税率は35.43%となる。(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より76.3万ユーロの控除が行われるが、実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない。)なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税(地方税)が課税される。
5. 諸外国については、2004年1月現在の税制に基づく。

主な課税ベースの適正化等の動き

平成 10 年度税制改正

- 引当金関係
 - ・ 貸倒引当金：法定繰入率の廃止。中小法人の繰入率割増特例の 3 年延長
 - ・ 賞与引当金・製品保証等引当金：廃止
 - ・ 退職給与引当金：累積限度額の引下げ（40%⇒20%）
 - ・ 特別修繕引当金：積立割合を引き下げ租税特別措置に改組
- 減価償却：建物の償却を定額法に一本化、建物耐用年数の短縮等
- 上場有価証券の評価：切放し低価法の廃止
- 収益費用の計上基準
 - ・ 工事進行基準：大規模工事（工期 2 年以上、かつ、請負金額 50 億円以上の工事）を工事進行基準に一本化
 - ・ 割賦基準：賦払期間が 2 年以上の割賦販売を除き廃止
- 交際費：損金不算入割合の引上げ（資本金 5000 万円以下の中小法人について 10%⇒20%）
- その他（外国の罰金の損金不算入等）

平成 12 年度税制改正

- 金融取引課税
 - ・ 売買目的有価証券：時価法の導入
 - ・ ヘッジ処理等の導入 等

平成 14 年度税制改正

- 退職給与引当金：廃止
- 受取配当等：益金不算入割合の引下げ（80%⇒50%）、負債利子の見直し

平成 15 年度税制改正

- 研究開発・設備投資減税の集中・重点化
 - ・ 研究開発減税
試験研究費の総額の一定割合（8%～10%）を税額控除する制度を創設
（注）時限措置として、当初3年間は控除率を2%上乗せ（10%～12%）
 - ・ IT投資促進税制
IT関連設備の取得等の場合に、取得価額の50%の特別償却又は10%の税額控除制度を創設（3年間の時限措置）
- 中小企業関連税制の充実
 - ・ 研究開発税制の上乗せ
一律12%の税額控除率を適用
（注）時限措置として、当初3年間は控除率を3%上乗せ（一律15%）
 - ・ 同族会社の留保金課税の一部停止
自己資本比率が50%以下の中小企業について、留保金課税を停止（3年間の時限措置）
 - ・ 交際費課税制度の緩和
中小法人の損金算入額の緩和（400万円に達するまでの90%相当額）
 - ・ 少額減価償却資産の特例
取得価額30万円未満の減価償却資産の即時償却制度を創設（3年間の時限措置）

平成 16 年度税制改正

- 欠損金の繰越期間を5年から7年に延長

企業関係租税特別措置の整理合理化状況と減収額

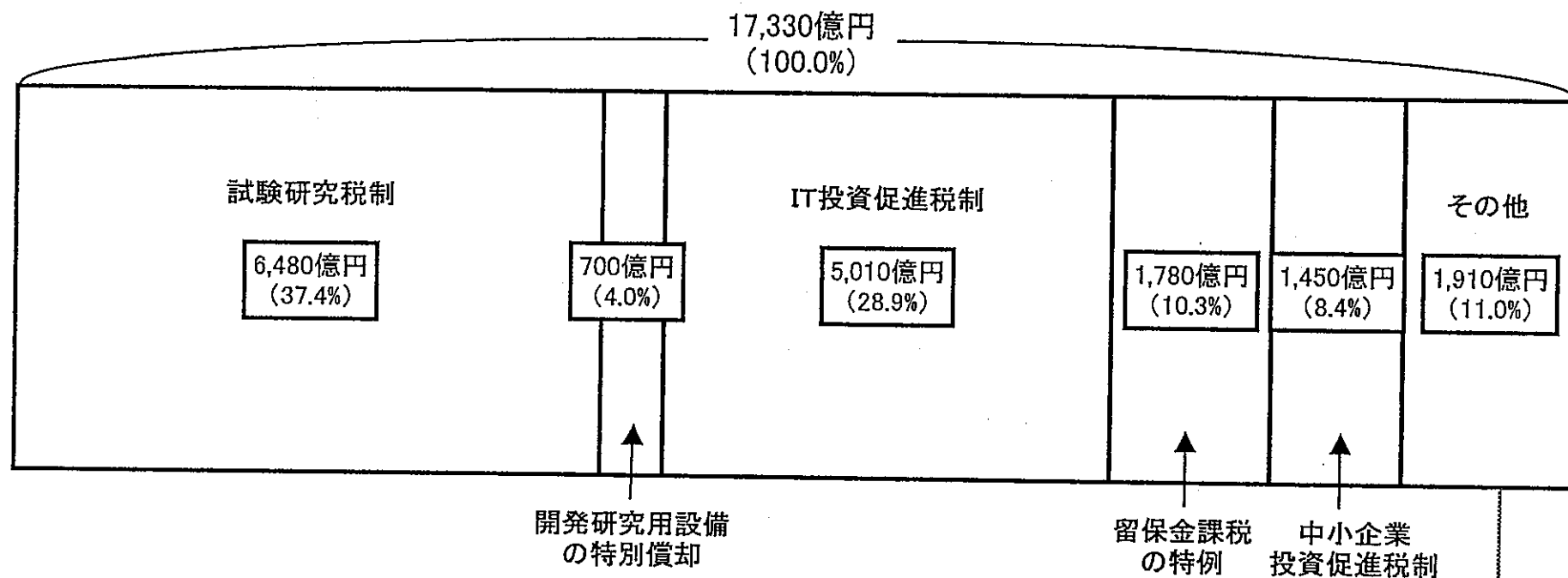
年度	改正前項目数	整理合理化項目		創設項目数	改正後項目数	減収額
		廃止項目数	縮減合理化 項目数			
	件	件	件	件	件	億円
平元	81	2	30	2	81	5,070
2	81	5	17	6	82	5,640
3	82	3	23	1	80	6,300
4	80	3	23	4	81	5,700
5	81	0	19	4	85	5,200
6	85	6	18	3	82	4,320
7	82	4	23	1	79	3,920
8	79	4	23	2	77	3,650
9	77	2	25	2	77	3,830
10	77	1	32	5	81	3,560
11	81	4	31	2	79	7,580
12	79	0	31	1	80	7,540
13	80	2	32	0	78	4,900
14	78	10	24	8	76	4,340
15	76	5	27	4	75	17,920(内 12,450)
16	75	4	22	0	71	17,330(内 12,190)

(備考) 上記の計数は、企業関係租税特別措置(増収効果のあるものを除く。)についてとりまとめたものである。なお、上記のほか、経済対策として1項目ある。

平成15年度、16年度の()は研究開発税制と設備投資減税の減収額である。

各年度の改正後の減収額は、交際費課税の特例を除いた額である。

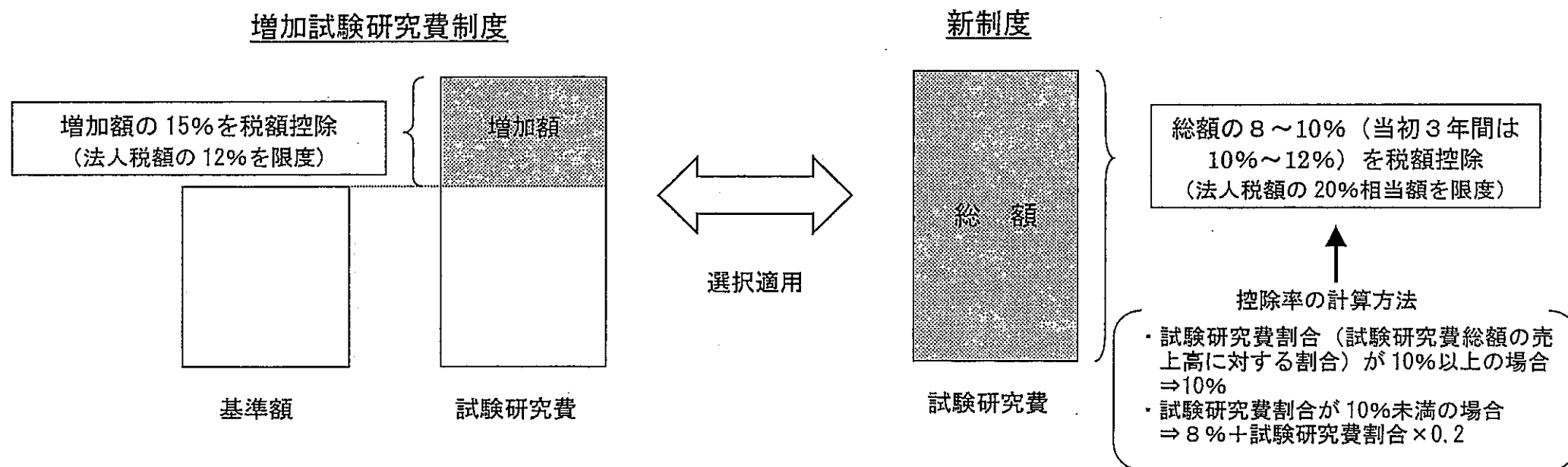
企業関係租税特別措置による減収額（17,330億円）の内訳（平成16年度ベース）



その他（1,910億円）の内訳

・ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	440億円
・ 使用済核燃料再処理準備金	360億円
・ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	230億円
・ 原子力発電施設解体準備金	170億円
・ 医療用機器等の特別償却	120億円
・ 新幹線鉄道大規模改修準備金	100億円
・ 異常危険準備金	100億円
・ その他（17項目）	390億円

新 研 究 開 発 税 制 の 概 要 (15 年 度 改 正)



新制度の仕組み

試験研究費総額の一定割合を税額控除する制度を増加試験研究費の税額控除制度との選択制で創設

(1) 税額控除率

① 期限を区切らない措置…全法人に 8% の控除率が適用されるようにした上で、試験研究費総額の売上高に占める割合が高い法人ほど控除率も高くなるよう、これに 0%～2% を上乗せ (8%～10%)。

② 3 年間の時限措置…①に加えて 3 年間の時限措置として、一律 2% を上乗せ (当初 3 年間は 10%～12%)。

(2) 中小企業については、一律で 12% の税額控除率を適用。これに加えて、3 年間の時限措置として、一律 3% を上乗せ (当初 3 年間は一律 15%)。

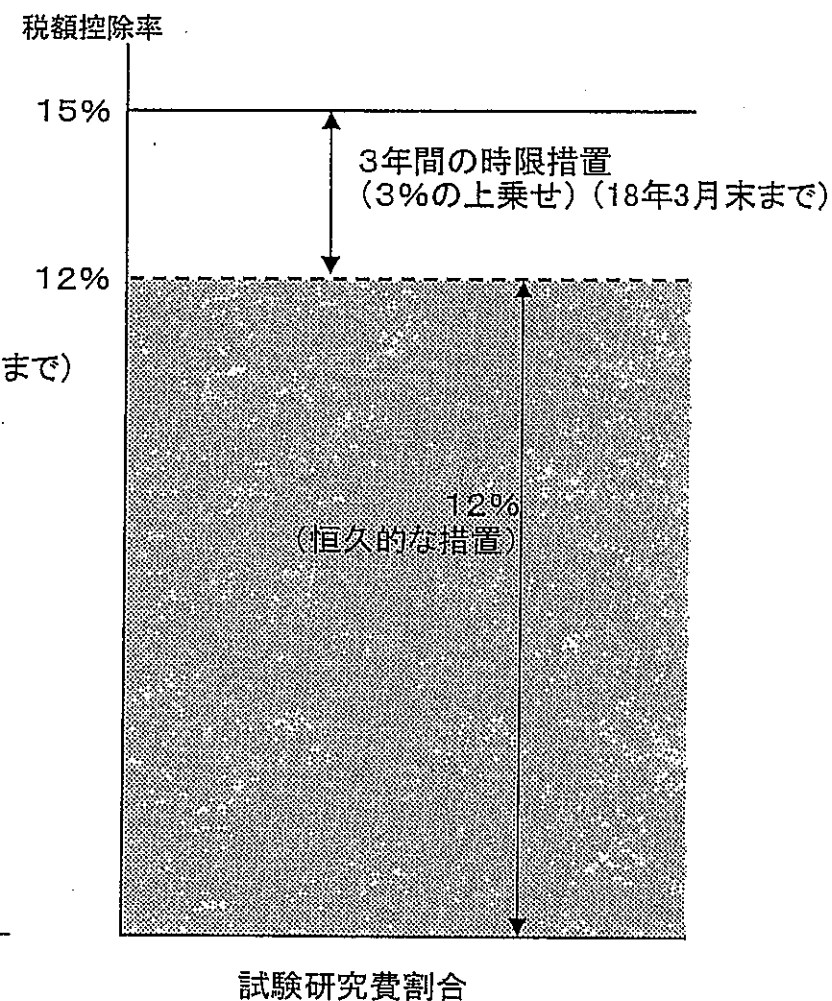
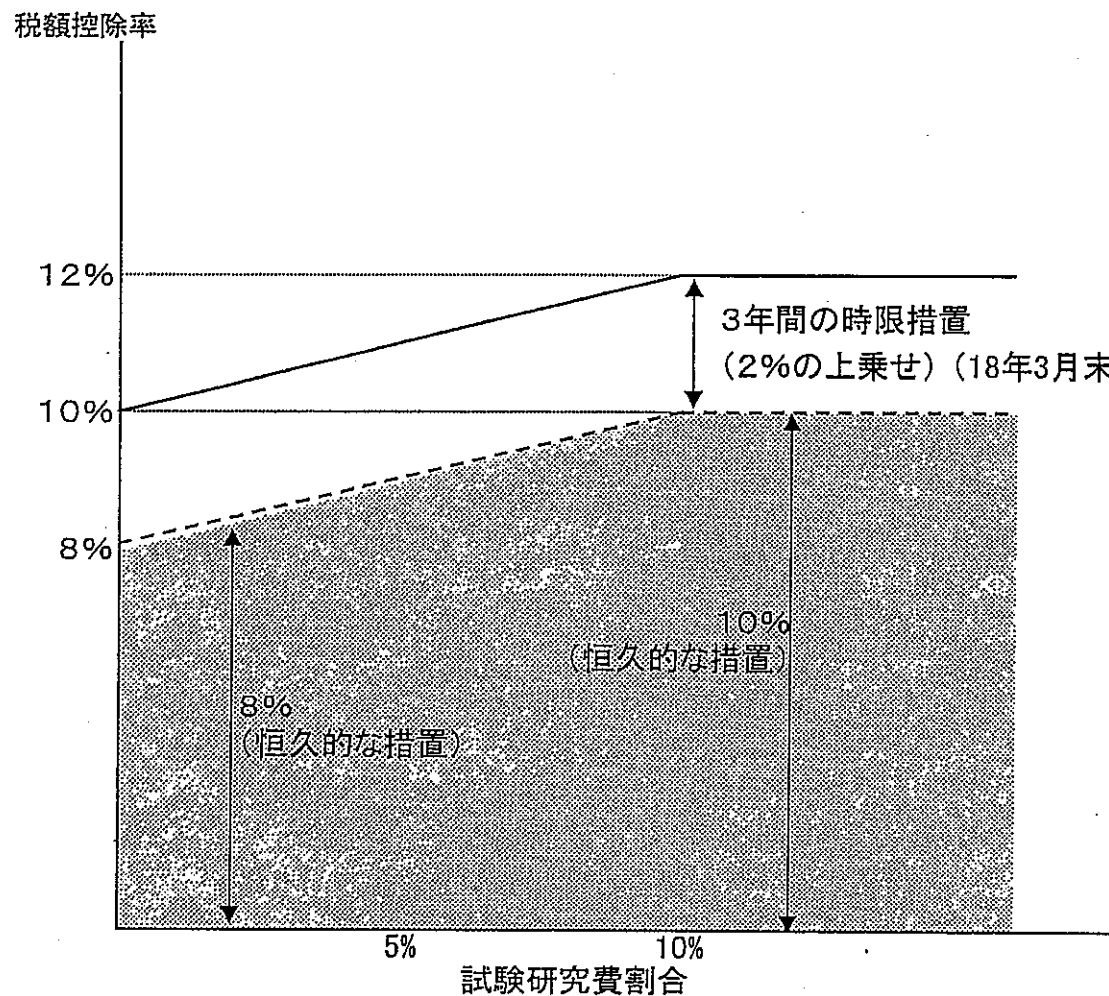
(3) 産学官連携の共同・委託研究については、一律で 12% の税額控除率を適用。これに加えて、3 年間の時限措置として、一律 3% を上乗せ (当初 3 年間は一律 15%)。

(4) 税額控除額 ((3)については、(1)との合計額) については、法人税額の 20% 相当額を限度。控除限度超過額については、その事業年度の試験研究費の総額が前事業年度の試験研究費の総額を上回る場合に限り、1 年間の繰越し控除が可能。

研究開発税制における税額控除率のイメージ

$$\text{法人税率 } 30\% \times (1 - 0.2(\text{税額控除限度割合})) = \underline{24\%}$$

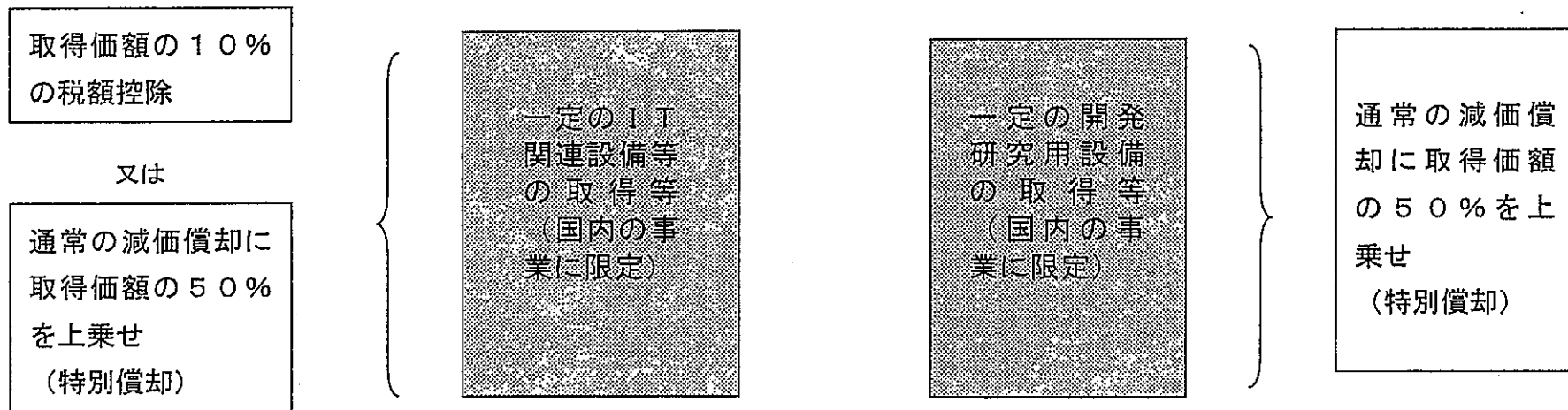
【中小企業・産学官連携】



(参考) 税額控除率は米国の2～3倍強の水準

(注) 「試験研究費割合」とは、試験研究費の総額の売上金額(当期を含む4年間の平均売上金額)に対する割合をいう。

新設備投資税制の概要(15年度改正)



新制度の仕組み

[IT投資促進税制]

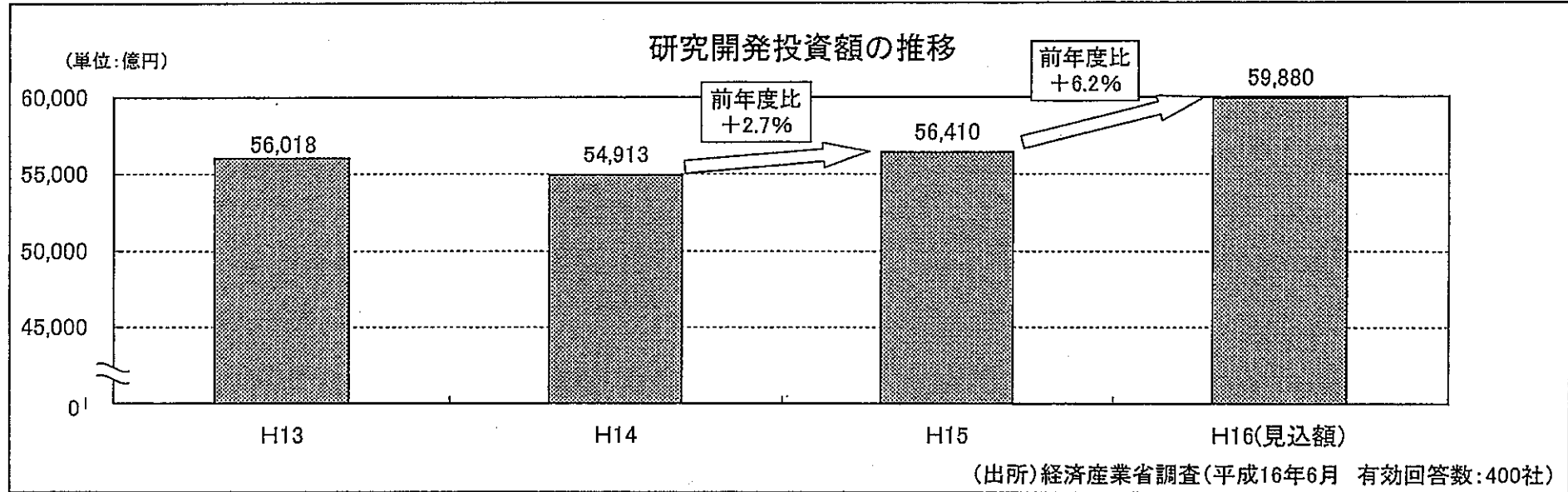
- (1) 10%税額控除と50%特別償却の選択制(平成15年1月1日から平成18年3月31日までの時限措置)
- (2) 資本金3億円以下の法人については、リース費用(リース費用総額の60%相当額)も税額控除の対象。
- (3) 対象設備: 電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーター・スイッチ、デジタル回線接続装置、ソフトウェア
- (4) 税額控除額については、法人税額の20%相当額を限度。控除限度超過額については、1年間の繰越し控除が可能。

[開発研究用設備の特別償却]

試験研究費の総額の一定割合を税額控除する制度に加え、開発研究に専用される一定の機械装置及び器具備品に係る50%の特別償却(平成15年1月1日から平成18年3月31日までの時限措置)。

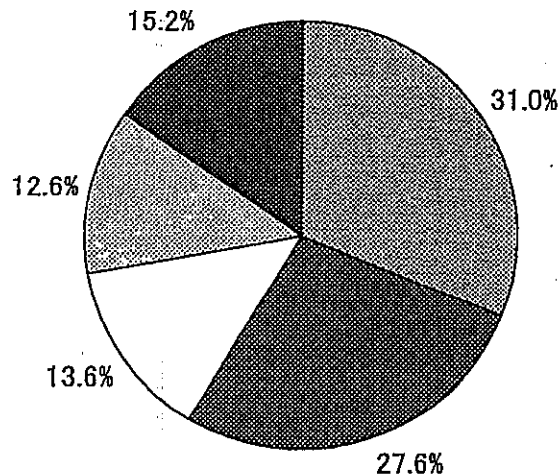
研究開発投資の動向

○研究開発投資は15年度、16年度と増加基調。16年度は企業の研究開発に対する態度がさらに積極化し、6.2%増の見込み(対前年度比)。



【「試験研究費の総額に係る税額控除制度」が与えた影響に関する設問】

Q どのような点が研究開発予算の増額要因になっているか



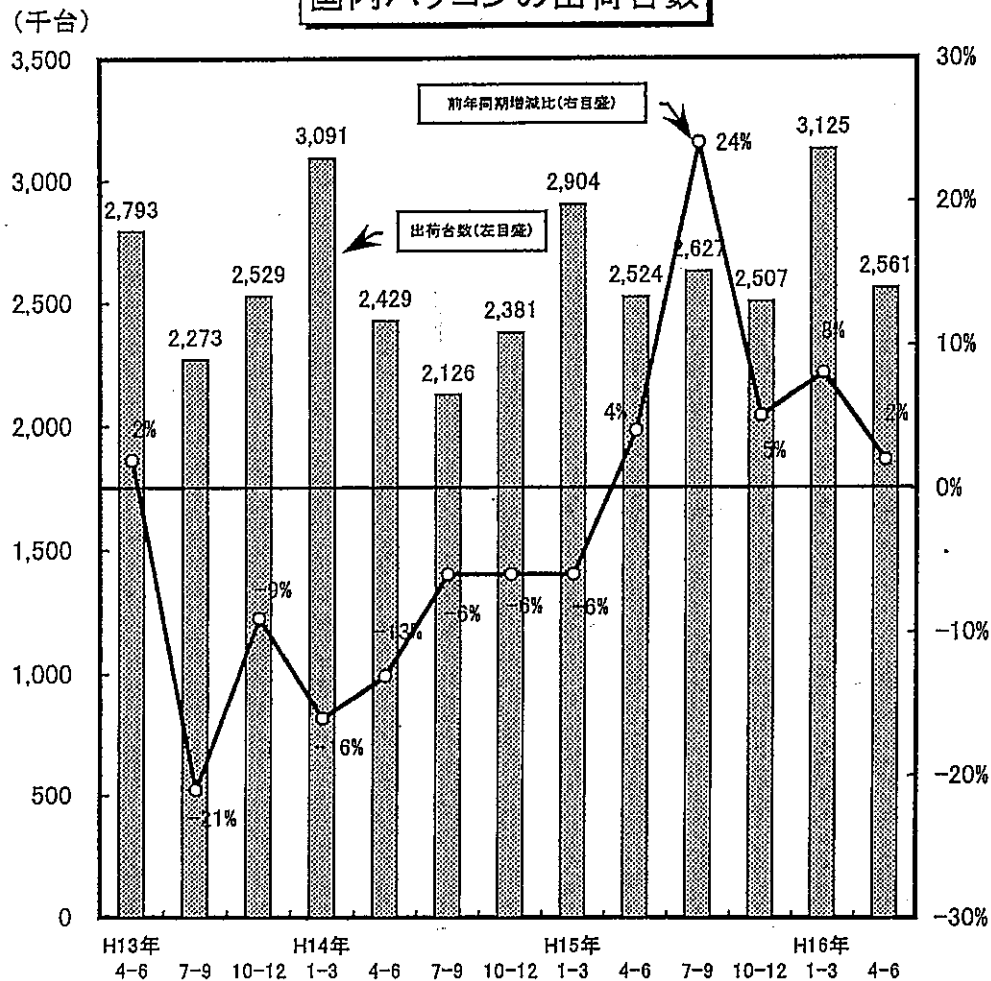
- ☒ 増加型では、税額控除が受けられなかったが、新税制により税額控除を受けることができるのでインセンティブとして機能する。
- ☒ 試験研究費が発生すれば、必ず一定の税額控除を受けることができるので、中長期的な研究開発計画に加味しやすい。
- ☐ 従来よりも研究開発投資の負担軽減に繋がるので、投資がしやすくなる。
- ☒ 当期の税額控除の額が想定できるので、それを含めて研究開発の支出額を決定できる。
- ☒ その他

(出所)経済産業省調査(平成16年6月 有効回答数:493社)

IT関連投資の動向

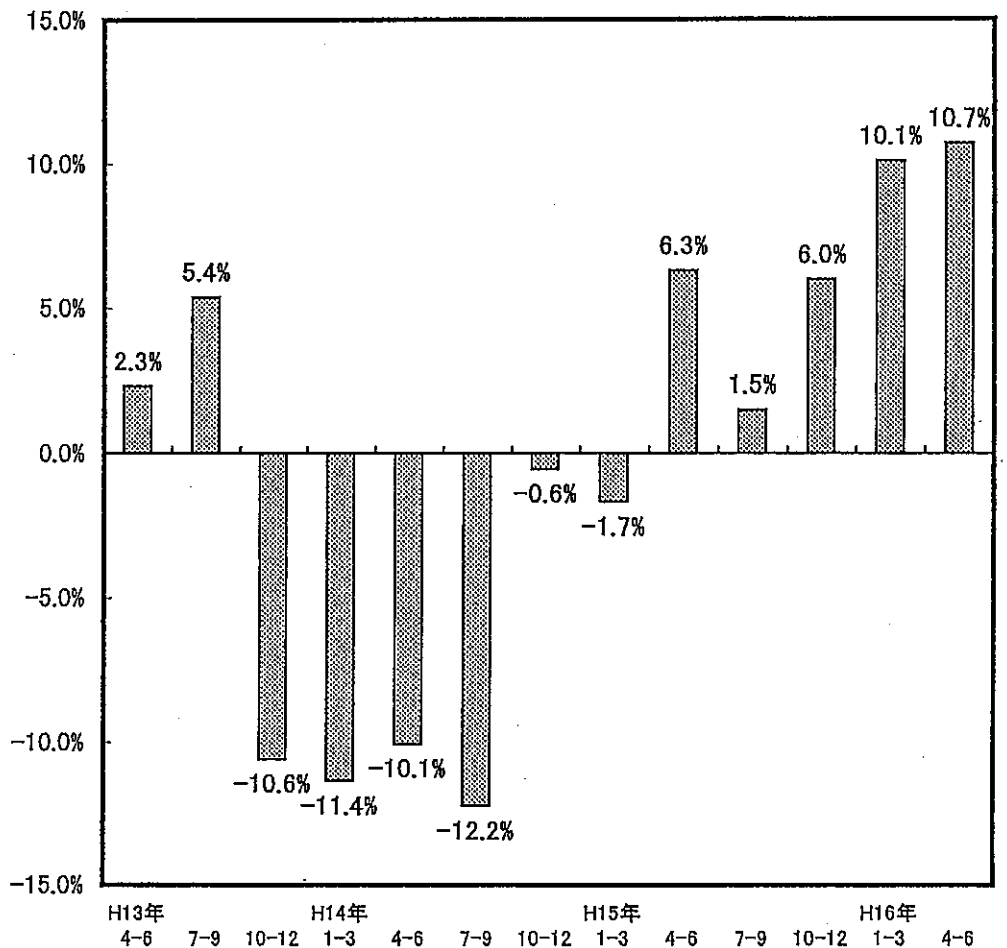
○パソコン出荷台数は、15年4-6月以降、5四半期連続の増加。設備投資も5四半期連続の増加。

国内パソコンの出荷台数



(出 所) 社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)

設備投資



(出 所) 財務総合政策研究所「法人企業統計調査」

(参考) 平成 15 年度における税制改正についての答申 (平成 14 年 11 月)

第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

二 法人課税

1. 法人税

(1) 検討の方向

法人税は、国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制であることを基本とすべきであり、今後とも、経済社会の活性化のために、このような基本的考え方で法人税の改革を行っていくべきである。

国の法人税率については、累次の引下げにより既に先進国並みの水準となっており、開発途上国の水準を念頭に置いて、現在これ以上の税率引下げを行うことは適当ではない。所得税、消費税と並んで基幹税である法人税の負担水準の見直しについては、今後他の先進国との税率のバランスを踏まえ、所得税、消費税を含む税体系全体のあり方の見直しの中で、検討すべきである。

他方、わが国企業の競争力強化や産業構造の改革を進めるため、既存の租税特別措置等の統廃合を大胆に進め、真に有効な政策税制を集中・重点的に講じる必要がある。

(2) 政策税制の集中・重点化

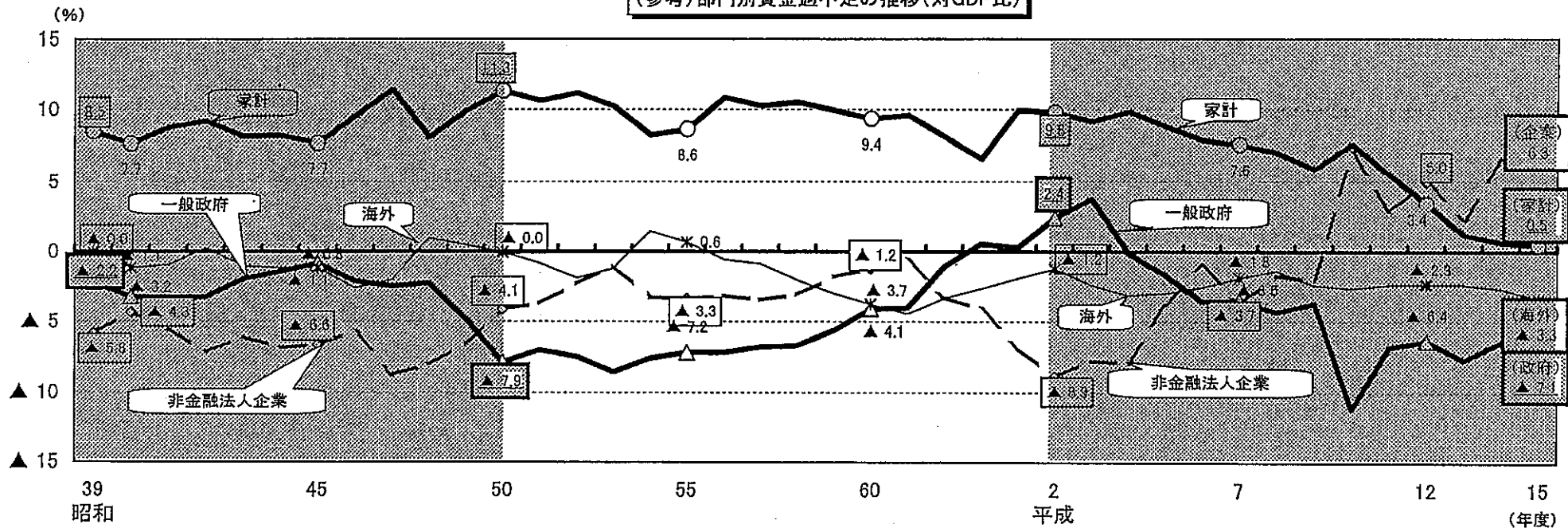
① 研究開発税制

厳しい経済状況の下、研究開発の分野でも合理化・効率化が進められる中で、研究開発支出が「増加」した場合に税額控除を行う現行制度が有効に機能しなくなっている面がある。このため、研究開発支出の「総額」の一定割合を税額控除する制度を導入する。

② 設備投資税制

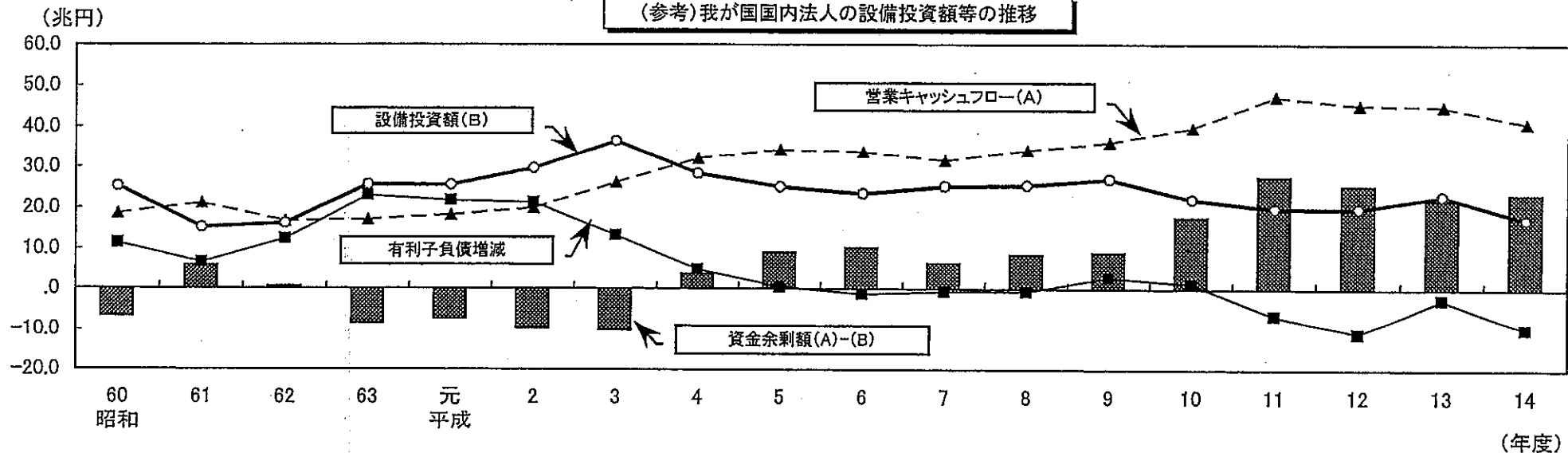
一般的な投資促進税制は、企業が過剰な設備・債務を抱え、キャッシュフローを借入金の圧縮に充てている中で、設備投資の増加につながるか疑問である。また、競争力を失う産業にも優遇措置を与えるため、構造改革に逆行しかねない。したがって、真に有効な分野に集中・重点化した投資促進税制を創設する。

(参考)部門別資金過不足の推移(対GDP比)



(備考) 1989年度までは68SNA、以降は93SNA。
(出所) 日本銀行「資金循環統計」(2004年第1四半期速報)、内閣府「国民経済計算」

(参考)我が国国内法人の設備投資額等の推移



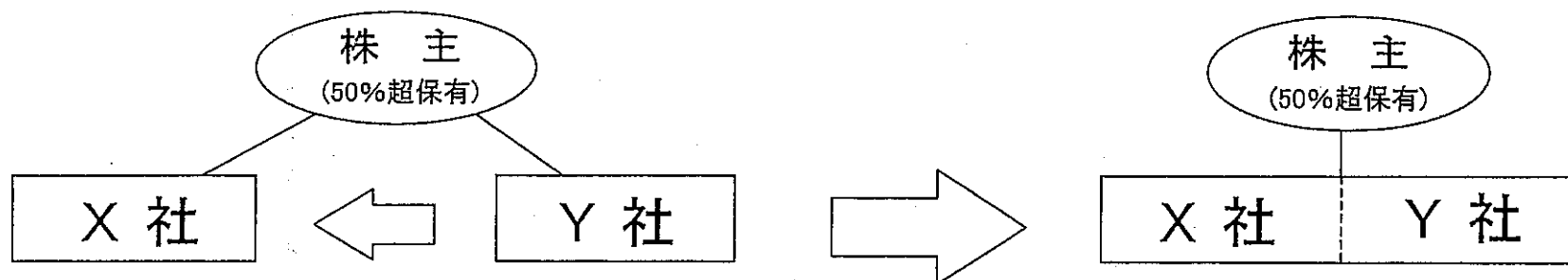
(備考) 設備投資額は、有形固定資産のうち土地を除く部分の前年比増減額。有利子負債は短期・長期借入金+社債。資本金10億円以上の全産業が対象。
(出所) 財務省「法人企業統計年報」
平成14年3月13日開催「経済活性化のための企業税制に関する研究会」提出資料(経済産業省作成)

2. 企業組織関連

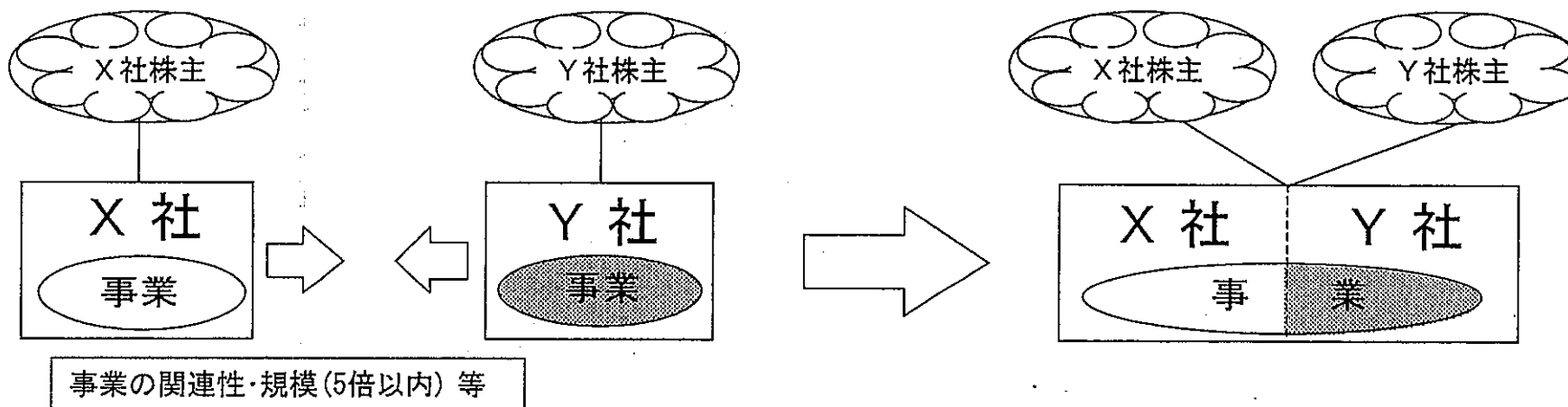
会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制上の措置(13年度改正)

- 資産が移転する際にはその移転資産の譲渡益に課税するのが原則であるが、企業グループ内の組織再編成及び共同事業を営むための組織再編成の場合には、「事業を営んできた当事者が引き続き事業を営む」実態が継続することから、譲渡損益を計上しない（課税繰延べ）。

企業グループ内の組織再編成（合併のケース）



共同事業を営むための組織再編成（合併のケース）



(参考) 適格組織再編成の要件の概要

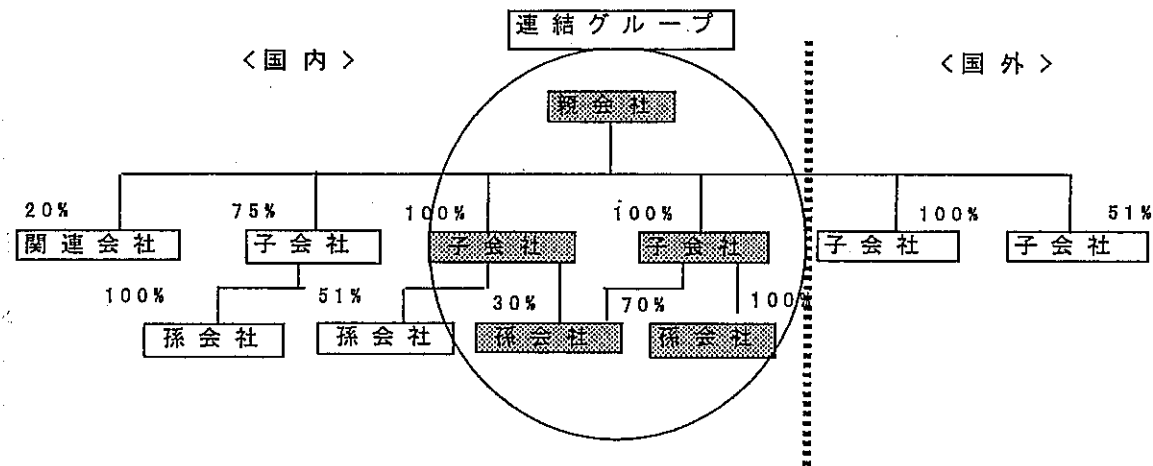
	グループ内の組織再編成		共同事業を営むための組織再編成
	完全支配(100%)関係にある場合	支配(50%超)関係にある場合	
適格合併	<株主> 完全支配(100%)関係の継続	<株主> 支配(50%超)関係の継続	<合併法人> ① 事業の関連性 ② 事業規模(5倍を超えない)又は特定役員の引継ぎ ③ 従業員の引継ぎ(80%以上) ④ 主要な事業の継続
		<合併法人> ① 従業員の引継ぎ(80%以上) ② 主要な事業の継続	<株主> 交付を受ける合併法人の株式の継続保有
適格分割・適格現物出資	<株主又は分割法人と分割承継法人> 完全支配(100%)関係の継続 (注) 適格現物出資の場合には、「分割法人」は「現物出資法人」と、「分割承継法人」は「被現物出資法人」となる。	<株主又は分割法人と分割承継法人> 支配(50%超)関係の継続	<分割承継法人> ① 事業の関連性 ② 事業規模(5倍を超えない)又は特定役員の引継ぎ ③ 主要な資産及び負債の移転 ④ 従業員の引継ぎ(80%以上) ⑤ 事業の継続
		<分割承継法人> ① 主要な資産及び負債の移転 ② 従業員の引継ぎ(80%以上) ③ 事業の継続	<株主> 交付を受ける分割承継法人の株式の継続保有
適格事後設立	<事後設立法人> ① 設立の時から資産等の移転の時まで完全支配(100%)関係の継続 ② 被事後設立法人の株式の継続保有 ③ 設立時から6月以内の資産等の移転 ④ 資産等の移転による譲渡の対価の額と払込金額がおおむね同額		

(注) いずれの組織再編成についても株主等に金銭等の交付(利益の配当等として交付するものを除く。)がないものに限る。

連結納税制度（14 年度改正）

(1)適用対象

- 親会社と、それが直接間接に 100%の株式を保有するすべての子会社（外国法人を除く）
- 選択制（一旦選択した場合は、原則として継続して適用。）



(2)申告・納付

- 親会社が法人税の申告・納付（子会社は連帯納付責任を負い、個別帰属額等を提出）

(3)所得、税額の計算

- 連結グループ内の各法人の所得金額に所要の調整を行った連結所得金額に税率を乗じ、さらに必要な調整を行い連結税額を算出
- 税率は、原則として 30%。

（注）制度導入後 2 年間は連結付加税(2%)を上乗せしていたが、16 年度改正で廃止。

連結納税に係る申告状況

年 度 等			平成15年3月31日決算期分 (初年度)	
項 目				
連結申告の状況	申告件数	1	件	134
	黒字申告割合	2	%	13.4
	申告所得金額	3	億円	325
	黒字申告1件当たり所得金額	4	百万円	1,803
	申告欠損金額	5	億円	27,128
	赤字申告1件当たり欠損金額	6	百万円	23,387
内 属額等届出の状況 添付された個別帰	連結親法人・連結子法人の届出件数	7	件	2,504
	黒字分	8	件	1,643
	赤字分	9	件	861
	個別所得金額	10	億円	9,287

所得通算効果
8,962億円

(出所) 国税庁公表資料(平成15年10月24日)を基に作成